



読んでいただくお楽しみ情報紙
5月号
インフォメーションレター

一人当たり5,000円までの
飲食費は交際費から外す

税法上での「交際費」というのは一般の方がイメージする交際費より幅が広く、「接待」「供応」「慰安」「贈答」など、これらで使ったお金はすべて「交際費等」となります。



今までは一人当たりいくらかというところ

5000円基準ができる前は、暗黙のうちには税務当局が一人当たり3000円くらいのもは目をひびりまこまこ...と言っていたのでした。

これは税の言葉で言うと「小額不追求」と言います。つまり小額のものについては追求しないという意味です。

[交際費認定のデメリットも...]

例

会議費として損金算入可能な打ち合わせがあった場合【飲食代が一人当たり6,000円】

➔ 「一人当たり5,000円以下の一定の飲食費」という形式基準が導入されると...

飲食費ということであるから、6,000円はアウトとなります。

この措置は、

「5,000円(会議費)+1,000円(交際費等)」という区分処理はできないことになっています。

5,000円を1円でも上回れば、根っこから交際費認定となるのです。

ただし、5,000円を超える飲食であっても、税務署が個別確認できる飲食であれば会議費等として損金に算入できるようです。

この5,000円が基準とされたのは、東京都内の主だったホテルの昼食の値段や国家公務員の贈与等の報告について国家公務員倫理法で「五千円を超える場合に限る」との規定が設けられており、この金額が1つの目安となって制定されたものと言われています。

いずれにしても、飲食業の活性化を考えるならば、全額損金算入という考え方を持ってもいいのではないのでしょうか？

